

○警察官に対する支給品及び貸与品の取扱いについて（例規通達）

昭和45年6月9日群本例規第13号（務）警察本部長

改正

- 平成6年3月群本例規第14号（務）
- 平成6年11月群本例規第43号（務）
- 平成14年3月群本例規第8号（務）
- 平成14年3月群本例規第18号（総）
- 平成14年9月群本例規第42号（総企）
- 平成16年3月群本例規第12号（務）
- 平成20年3月群本例規第12号（務）
- 平成30年3月7日群本例規第2号（務）

群馬県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例（昭和29年群馬県条例第28号。以下「条例」という。）に基づく群馬県警察官支給品及び貸与品規則（昭和29年群馬県公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）を全部改正し、昭和45年6月9日から施行（私服代料に関する規定については、昭和45年4月1日から適用）することとしたから、警察官に対する支給品および貸与品の取扱いについては、当該条例およびこの規則のほか、次の諸点に留意して事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「警察官支給品及び貸与品カードについて」（昭和32年群本例規第13号）および「私服勤務者名簿について」（昭和36年群本例規第38号）の例規通達は、廃止する。

記

第1 規則改正の理由

警察官に対する支給品および貸与品の取扱いについては、従来、条例および規則のほか、「警察官支給品及び貸与品カードについて」（昭和32年群本例規第13号）および「私服勤務者名簿について」（昭和36年群本例規第38号）に基づき事務処理がなされてきたが、規則第9条以下の返納書、引換願、事由書についての様式化および同規則第3条の私服代料額の改正が必要となり、加えて、支給品カードおよび貸与品カードを統一して合理化を図る必要があるところから、規則を全部改正するとともに、関係例規通達を整理統合して事務合理化を図るため、規則等を改正したものである。

第2 規則運用上の留意事項

1 給貸与品カードの作成保管

従来、支給品、貸与品の各別にカードを作成し、保管していたが、事務が繁雑となり、しかも、記入項目及び記入欄が実情に沿わないので、これを統一し、給与品カード（以下「カード」という。）に改めたものであるが、このカードの取扱いについては、規則のほか、次の事項に留意すること。

- (1) 新規採用者のカードは、警務部装備施設課（以下「装備施設課」という。）において作成し、副本を配置先の所属長に送付するものとする。
- (2) 給貸与品の支給及び貸与、引換え、再交付等があった場合（中古品との交換を除く。）は、支給年月欄又は貸与年月欄にその年月を「44・4」の要領により記入し、常に実態を明らかにしておくものとする。
- (3) 規則第7条の給貸与品の返納の際は、返納書に代えてカード末尾の返納品欄に所定事項を記入し、所属長の決裁を受けた後、現品と共に警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）に送付することとする。この場合において、装備施設課長は、返納品受領書（別記様式第1号）を交付しなければならない。
- (4) 個人貸与扱いとなっている白色ヘルメットは、県本部勤務となった者のみ旧所属長を経由し装備施設課へ返納することと定められているが、このような品目については、返納品欄に記入せず該当品目の年月欄に「返納・44・4」と朱書するものとする。
- (5) 人事異動の場合、カードは新所属長あて他の身分関係書類とともに送付することとなるが、発令内容の記入は必ず旧所属において行い、送付するものとする。

2 給貸与品の引換え、再交付

規則第8条および第9条で貸与品引換申請書、給貸与品滅失（き損）届および再支給（貸与）

申請書の各様式を定めたので、これにより必要な事務処理を行なうこと。

なお、職員から給貸与品滅失（き損）届が提出されたときは、その事故が本人の故意または重大な過失によるものかどうかを慎重に調査し、再支給（貸与）の必要性の有無について意見を記入し申請すること。

3 給貸与品の送付及び受領

装備施設課長は、給貸与品の送付に当たっては、送付書（別記様式第2号）を添付して行うこととし、物品の受払いの都度消耗品受払簿（別記様式第3号）にその状況を記録し、在庫状況を明らかにしておくこと。

なお、送付物品が多数のときは、送付書のほかに支給対象者名簿（別記様式第4号）を添えるものとする。

4 給貸与品の号数変更

職員は、給貸与品の号数について変更（カード記載内容の訂正）を要するときは、直ちに給貸与品号数変更願（別記様式第5号）を、所属長を経由して装備施設課長宛て提出すること。

5 給貸与品の保管取扱い上の遵守事項

職員は、給貸与品の保管について全責任を負い、取扱い上次の事項を遵守すること。

（1） 給貸与品は適正に取扱い、みだりに改造し、滅失し、またはき損してはならない。

（2） 給貸与品は、私用に用いてはならない。

（3） 新たに支給された物品で交換等を要するものは、直接業者に交換等を依頼してはならない。

前 文（抄）（平成30年3月7日群本例規第2号（務））

平成30年3月16日から施行する。